

継体天皇の系譜について

— 釈日本紀所引上宮記逸文の研究 —

はしがき

ト部兼方著わすところの釈日本紀はその豊富な内容で研究者を魅き付ける。いまここに問題とする上宮記逸文もその例にもれない。これは他に傍証のない部分を含んで考証が困難であるが、一見して古色蒼然、非常に古い時代の制作と感ぜられる。しかるに近來、これを以て、記紀の欠を補うために後世造作したものととして、これを疑う説が流行している。しかしながら、まだ誰もこれについて本格的な本文批判的研究をやっていないのである。すべての議論はまず厳密な本文批判の上に立って行なわなければならないことは古代史研究のイロハである筈なのに、これが等閑に付されて来たのは意外である。

いまここに拙ない研究を敢て発表するのも、右のような現状に對する反省の資としたいがためであり、これをきつかけに、広く歴史家、國語学者がこの問題について発言されんことを期

待するものである。

一 本文校定とその訓み

まず釈日本紀から上宮記逸文を紹介しよう。この場合、尊經閣文庫所蔵古写本の写真を底本にし、國史大系本を参照したことをお断りしておく。大系本と異なる点については註を付して参考に供することとした。行数・字数等は底本のまゝである。異体字は改めたものがある。

行数／字数（本文）

- 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
- 1 上宮記曰一云九牟都和希王娶淫倭
- 2 那加都比古女子名弟比賣麻和加生児（雅野毛二派皇子母）
- 3 若野毛二僕王娶母（大郎子以下四人母）メ恩己麻和加中比
- 4 賣生児大郎子一名意富々等王妹踐坂大
- 5 中比弥王弟田宮中比弥弟布遲波良己等布

黛 弘 道

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

6 斯郎女四人也此意富々等王娶中斯知命生平非王母

7 児乎非王娶牟義都国造名伊自牟良

8 君女子名久留比賣命生児汗斯王娶伊久参主人王母

9 牟尼利比古大王児伊波都久和希児伊智和希児伊改

10 波・己里和氣尼麻和加介児阿加波智君那奴牟斯君并振後母

11 児乎波智君娶余奴臣祖名阿那尔比弥那奴牟斯君并振後母

12 生児都奴牟斯君妹布利比弥命也汗斯王継妹母

13 坐弥乎国高嶋宮時聞此布利比賣命甚美

14 女遣人召上国三国坂并縣而娶所生伊波礼

15 官治天下乎富等大公王也父汗斯王崩

16 而後王母布利比弥命言曰我独持抱王口

17 无親族部之國唯我独難養育比隋斯

18 奉之云尔将下去於在祖三國命坐多加牟

19 久村也
(本文註)

3 行9字 メ(大系本は々)

9 行9字 伊(大系本は偉。このあたりの伊は偉に誤りやすい書き方だが、いずれも伊とみるべきものである。)

9 行16字 同右

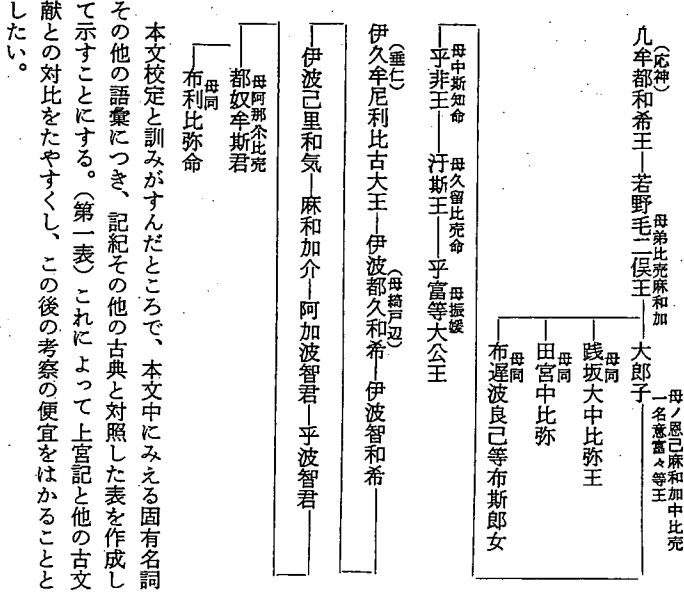
10 行8・9字 和加(大系本に加和とするのはミス・プリントであろう)

(訓読)

上宮記に曰く。一に云ふ。凡牟都和希王、涇侯那加都比古の子名は弟比売麻和加に娶ひて生める児若野毛一僕王(が)、母メ思己麻和加中比売に娶ひて生める児大郎子、一名意富々等王、妹踐坂大中比弥王、弟田宮中比弥、弟布遲波良己等布斯郎女の四人なり。此の意富々等王、中斯知命に娶ひて生める児乎非王(が)、牟義都国造、名は伊自牟良の女子、名は久留比売命に娶ひて生める児汗斯王(が)、伊久牟尼利比古大王の児伊波都久和希の児伊波智和希の児伊波己里和氣の児麻和加介の児阿加波智君の児乎波智君(が)、余奴臣の祖、名は阿那尔比弥に娶ひて生める児都奴牟君、妹布利比弥命に娶ひます。汗斯王、弥乎の國の高嶋の宮に坐しし時、此の布利比売命の甚美しき女なりといふことを聞きて、人を遣はして三國の坂并県より召し上げて娶ひて生める所は伊波礼の宮に天の下治しめし乎富等大公王なり。父汗斯王崩りたまひし後、王の母布利比弥命言ひて曰く、我独り王(子)を持抱て親族部なき國にあり。唯我独り養育たてまつること難しと云ひ、余に在祖三國命の坐します多加牟久村に得て下り去く。

上宮記の文章をこのように訓んだ上で、これを縦系図に示せば次の通りである。(なお、釈日本紀には兼方が作成した系図

を添えてあるが、これが甚しい誤りであることは本居宣長の夙に指摘するところである。



二 国語学からみた本文批判

(イ)「ホムツワケ」と訓めるから、垂仁天皇の皇子蒼津別皇子のことと思われようが、文章全体から考えてここは応神天皇のこととしなければならぬ。したがってここは「ホムタワケ」と訓むべきである。都をツと訓まずタと訓むのは推古朝乃至それ以前のことといわれるし、ワケの希の用字も氣より古いことが知られている。総じて几牟都和希の表記は推古朝乃至それ以前の古い用字法を示すものと考えられる。記紀のそれより古いことは言うまでもない。

(ロ)の涇は記の杵・昨、紀の河に相当するからクヒと訓むべきか、カハと訓むべきか判断に苦しむ。その上、涇の字そのものも写本では必ずしも明瞭には読みとれない。今仮りに涇とみれば、音はチで①川の名、②うるはふ(川瀆)などの意味となる。また涇とみれば音はクワイで、これもまた川の名である。紀の「河」と併せ考えて、カハと訓むべき公算が大きい。地名・氏名としてもカハマタは多いが、クヒマタは知られていない。

(ハ)上宮記は紀に同じ。記と異なる。ここは記が正しいか。

(ニ)記紀に照らして野はメと訓むべきことがわかる。毛は記紀万葉のほか推古朝の遺文にも用いられる。

(ホ)これには伝写の際の誤りがあるようである。思は恩のことであるが、元来は息とあったものと推定される。

第一表 (漢字の右傍線は甲類、左傍線は乙類の音をあらわす)

イ	九牟都和希
ロ	淫俣那加都比古
ハ	弟比爾麻和加
ニ	若毛野二俣
ホ	母ノ息己麻和加中比賣
ヘ	意富々等
ト	踐坂大中比売
チ	田宮中比売
リ	布遲波良己等布斯
ヌ	中斯知
ヲ	牟非
ル	牟議都
ワ	伊自牟良
カ	久留比売
ヨ	汗斯
タ	伊久牟尼利比古
レ	伊波都久和希
ソ	伊波智和希
ツ	伊波己里和候
ネ	麻和加介
ナ	阿加波智
ラ	乎波智
ム	余奴
ウ	阿那余比彌
キ	牟都奴牟斯
ノ	布利比彌
ハ	彌乎
ク	伊波礼
ヤ	乎富等
マ	多加牟久
ケ	比陀斯

古事記	品施和候(応神)・品太(継体)
	杵俣長日子(兼行)・杵俣長日子(応神)
	息長真若中比売(兼行・応神)
	若沼毛二俣(応神)
	弟比売(兼行)・弟日売真若比売(応神)
	意富々(杼(応神))
	忍坂之大中津比売(応神)
	田宮之中比売(応神)
	藤原之琴節(応神)
	牟恒都(兼行)
ナシ	伊玖咪入日子(兼神)・伊久咪伊理毗古
	石衝別(垂仁)
ナシ	

日本書紀	菅田別(神功・応神)
	河派仲彦(応神)
	弟媛(応神)
	稚野毛二派(応神)・稚津毛二岐(安康)
ナシ	
	忍坂大中姫(允恭・安康)
ナシ	衣通(允恭)・弟姫(允恭)
	身毛津(兼行)・身毛(天武)
主人(継体)	
	活目入彦(垂仁)
	磐衝別(垂仁)
	磐城別(兼行)
振媛(継体)	
三尾(継体)	
磐余(神代以下)	
男大迹(継体)	
高向(継体)	
陸養(継体)	

備考

〔上古記と古事記は姉妹を逆にする。書紀は上古記に同じとみてよい。和歌山(成務記)〕

〔記に田井之中比売あり。これは田居で田宮に同じか、いすれがもとでいすれを誤りとは定めがたい。〕

〔中藏(隆中記)・中黄(安康・雄略紀)平備(兼解古記)・乎比(新撰字鏡・和名抄)牟宜都(牟議都)(統紀)〕

比古多々須美知能字斯(開化・垂仁記)〔磐衝別(録)石衝別(國造本紀)磐衝別(天皇本紀)〕石城別(國造本紀)は石衝別の子。伊波智和希と同一人か。景行紀の磐城別も同じか。

〔子養(神代記上)私記曰子養阿字云比大須其養如何。答師說猶如日足也(新紀近養)〕

母メのメは息の第一画ノを誤つたものであろう。己はナの音を表わしたとみることとできるし、また長の草体、或は誤写とみることと可能であらう。国史大系本の頭註に矢野玄道の説として己を它に作るべしとあるが真意をはかりかねる。いづれにせよ、ここはもと母息長（己）麻和加中比賣とあつたものであろう。記の息長真若中比売と同一人ではなからうか。(イ)の關係については後述参照。

(ロ)意富の用法は記には多いが、紀には少ない（神功紀の意富伽羅）。意を用いることは推古風といつてよい。

(ハ)比弥の弥は賣よりも古い用法。元興寺縁起・法王帝説所引天寿国繡帳銘などにみえ、推古朝の用字であることは夙に知られている。(イ)のイにも同じ用字がみえる。

(ニ)田宮については後述参照。

(ホ)後述参照。

(イ)平非はヲヒであり、甥のことと思われるが、新撰字鏡、和名抄には平比とあり、比（甲類）と非（乙類）と音を異にするから、早急な判断は避けなければならない。しかし十世紀頃の成立である右の各書に平比とあるにもかかわらず、八世紀、天平十年前後の成立と推定される喪葬令集解所引古記には平備（乙類）ともみえ、ヲヒのヒはかなり早くから甲・乙の別が乱れていたのではないかと考えられるので、一応、平非を甥の意に解しておきたい。聖徳太子全集第三巻の解題に平非のことを字非

と記しているが、恐らく誤りであらう。

(イ)記紀の表記法からみても義がゲと訓まるべきものであることは明らかであるが、ゲに義の字を用いるのも推古風である。

(ロ)今、考える所なし。

(ハ)尼については後述参照。

(イ)伊の字は大系本に偉とあつたのを改めたのである。(ロ)も同様。これは記紀等にこれらに相当する人名があり、いづれも石磐（イハ）に対応すべき仮名であることから偉（牛）では不都合

で伊（イ）でなくてはならぬと考えられるためである。なお、写本をよく見ると偉ではなくとも伊であつたことがわかる。なお、和希の希が古い用法であることは(イ)でも触れたし、次の(ロ)も同様である。

(イ)第一表の備考に記したようにイハキワケと同一人か。

(ロ)「イハコロワケ」と訓む。書紀風には、磐瀨別とでも表記すべきところである。歌擬比売（垂仁記）、武国擬別（景行紀）浦瀨別（応神紀）など類例は多い。己里をコロと訓むのは推古朝の古い用法に従つたものである。記の「淤能基呂島」のゴロ

と同語で、擬る意。

(イ)麻和加介は語義未詳。「マワカケ」と訓むのであろうか。（国史大系本は麻和和介と誤っている。）しかし介をケと訓むのは比較的新しく万葉・風土記にもみえるが、主としては平安朝以後である。紀ではカの音に用いている。したがって、ここは誤

写とみるか、後人の書き換えとでも解すべきところであろう。

(イ) 赤蜂か。

(ロ) 小蜂或は雄蜂であろう。

(ハ) 定訓を得ず。なお後述参照。

(ニ) 神代紀に「アナニヤシ」、万葉にも「安奈尔」の語法がみえる。(卍) 角虫か。

以上の考察をもとに上宮記逸文の用字法についてその特長を要約すると次の通りである。

(一) 仮名は推古期のそれと一致するものが大部分である。勿論推古期の仮名が以後の記紀万葉等の諸文献にも用いられていることを無視すべきではないが、上宮記逸文の成立年代を推定する上で、右の結果は重要である。(凡・牟・都・和・希・那・加・都・比・古・賣・麻・(野)・毛・意・富・等・弥・布・遲・波・良・己・斯・知・乎・非・義・伊・自・久・留・尼・汗・利・智・里・阿・余・奴・弥・礼)

いま、これを五十音順に表示すれば次の如くである。(第二表)

(二) 推古期の用字に合致せず、記紀万葉等にみられる用字法に合うものは介(ケ、万葉・常陸風土記)、庵(タ、紀)、奴(ハ、正倉院文書、紀) 尼(ニ、紀・万葉・新詠華嚴經音義私記) の四字にすぎない。これとても、奴をヌ、尼をネと訓むものと考えれば、推古期の用字法に合致するのであり、例外はわずかに介と庵の二字にすぎないことになる。

(三) しかも、推古期の用字法一般からみても特に古いと思われる仮名に都(タ)、希(ケ)、弥(メ)などがある。

以上の諸点からみて、上宮記の仮名遣いの特徴を概言すれば、日本書紀や万葉集よりも明らかに古く、古事記より古い面さえ認められるということであろう。これは上宮記の成立年代が記紀以前であることを示唆するものではあるまいか。

第二表

阿	加	多都庵	那	波	麻	良	和
伊	斯	知智	尔(尼)	比非	弥	利	
汗	久	都	野(奴)	布	牟	留	
希毛			尼		売弥米	礼	
意	古己	等	奴(奴)	富几	余	乎	里

三 古代史からみた本本批判

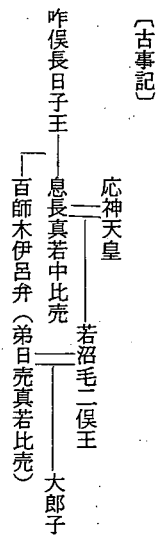
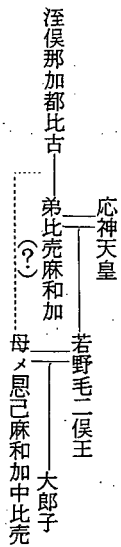
(一) 若野毛一俱王の母と妻について

凡牟都和希王が応神天皇を指すことは既に述べた。その天皇が若野毛二俣王の父であることは上宮記・記紀ともすべ一致するが、王の生母について上宮記は弟比売麻和加（涇俣那加都比古の女子）、日本書紀が弟媛（河派仲彦の女）として所伝を一つにするが、古事記には息長真若中比売（昨俣長日子王の女）とあって、伝を異にする。しかも二俣王の妻につき、上宮記は先述のように息長麻和加中比売（記が王の母とする人物と同名）とするのに対して、古事記は弟比売（弟日売真若比売）（上宮記や日本書紀が王の母とする人物と同名）とする。すなわち上宮記と古事記とは、二俣王の生母と妻が全く入れ替わっているのである。書紀には王の妻の名は見えないが、いずれにせよ、上宮記のこの所伝は古事記・日本書紀から生じたものでないことだけは確かであろう。

では上宮記と古事記と、そのいずれの所伝が正しいかという問題になるとその答は難しいが、古事記に二俣王が「娶同母弟百師木伊呂弁、亦名弟日売真若比売」とあることや、弟日売、息長真若中比売という名そのものなどから考えて、古事記の所伝の方が辻褃は合っているといつてよいであろう。

次に参考のため上宮記と古事記・日本書紀の所伝をそれぞれ系図に示しておく。

〔上宮記〕



(一) 若野毛二俣王の子女について

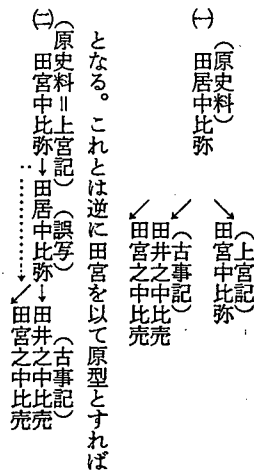
二俣王の子女については上宮記と古事記とに所伝があり、書紀には見えないので、ここでは上宮記と古事記を比較検討してみよう。まず上宮記には王の子女として(一)大郎子(意富々等王)、(二)踐坂大中比売王、(三)田宮中比売、(四)布遲波良己等布斯郎女の四人を挙げる。次に古事記(応神)は(一)大郎子(意富々杼王)、(二)忍坂之大中津比売命、(三)田井之中比売、(四)田宮之中比売、(五)藤原之琴節郎女、(六)取売王、(七)沙祢王の七人を列挙する。この両者を比較する前に、それぞれにつき若干の考察を試みておかなければならない。

上宮記所掲の四人のうち、(三)は比弥の称呼を共有するが、(四)は即女と称する。これは(三)と(四)を同母姉妹とする所伝を疑わしめるものである。古事記所載の人名についても右と同様のことがいえるばかりでなく、(三)の田井は田居で(四)の田宮と誤りやすいから、(三)と(四)は同一人名の異伝にすぎず、原型を田居中比売と考えることができる。勿論その逆と考えることも可能である。すなわち田宮→田居→田井という過程を推定することもできる。また、(六)と(七)もその表記法からみて他と異質の感を免れず、後の付加によるものと考えてよからう。

ここで上宮記と古事記の所伝の比較に入らう。前述のように後の付加や重複を排除すると、両者の所伝はほぼ一致する。その場合、数の多い古事記から適当に抜萃して上宮記の記事が作られたと推測することも不可能ではないが、比較的新しい仮名遣いの古事記をもとにして、比較的古い仮名遣いの上宮記の記事が造られたとする推測が、かなり不自然であることは、これまでの考察の結果に照らしても明らかであろう。

而して、上宮記の田宮中比弥が、原型田居中比弥を誤っているのであれば、すでに上宮記が原史料を誤り伝えていたといわなければならないし、古事記もこれと同一の原史料によりながら、誤写による誤伝を並列に掲げ、さらに末尾に何等かの理由で、全く異質な二王の名(六)と(七)を付加することによって現在の形が出来上ったと考えることもできる。

わかりやすく示せば



となる。いま、そのいずれを採るべきかは判断を留保するが、ともかく、若野毛二俣王の子女につき、上宮記と古事記とが所伝を異にするという事実の他に、上宮記が古事記にもとづいて記事を成したと推測すべき根拠の殆どないことを知ったのである。

次に若野毛二俣王とその子女はどの地方に根拠を置いたかを考えてみたい。

景行記の伝えるところによれば倭建命の一妻の生める子が息長田別王、その子が杵俣長日子王、その子が飯野真黒比売命、息長真若中比売、弟比売であるという。二俣王の母は古事記では中比売、上宮記では弟比売、妻はそれぞれ逆になっているが、い

ずれにせよ、二俣王もその子女も息長と關係が深いことは明らかである。息長はいうまでもなく近江国坂田郡の地名であり、この後も息長真手王、その女麻績郎子（継体妃）広姫（敏達皇后）などを出した息長氏族の地盤であった。

二俣王の子大郎子については応神記に三國君・波多君・息長坂君・酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君等之祖とあり、三國（越前）・山道（越前カ）・息長（近江）などの各豪族の祖として、やはり父王と同じ地方に勢力を張ったことが知られる。その妹の踐坂大中比弥王も名にこそ踐坂（忍坂）と大和の地名を負うているが、允恭二年紀によれば、はじめ母に随いて家に在りというから、息長地方に居たのであろう。このことはその妹弟姫につき、同じく允恭七年条に「隋母以在於近江坂田」とあるので一層明らかである。息長は後の坂田郡内にあったからである。

以上により二俣王とその子女が、近江の息長を中心に越前にまで勢力を及ぼす豪族に成長して行ったことが推察されるのではなからうか。

また、踐坂大中比弥ら姉妹が允恭天皇の后妃となったことは、近江の地方豪族と天皇との婚姻の実例であり、景行天皇と美濃の地方豪族との結婚より、はるかに信憑性の高い伝えである。五世紀における天皇家の通婚圏が近江をも含めるものであったことがわかる。

さて、彼女等姉妹の踐坂（忍坂）田宮、布遲波良（藤原）などがいずれも地名であることは一見して知られるが、これらは彼女等の成長した土地ではない。忍坂、藤原はいずれも后妃となつてから宮殿を管んだ地である。田宮中比弥が允恭妃になった証拠はないが、允恭紀によれば忍坂部・藤原部とともに彼女のために河部という名代が設けられたというから、允恭妃となつた公算は大きいといわなければならぬ。とすれば田宮もまた彼女が允恭妃として住んだ地と考えるのが妥当ではなからうか。河内国交野郡田宮郷などがこれに該当するか。

但、田宮は田居が原型とも考えられるので同国志紀郡に田井郷のあることを書き添えておく。

(四) 大郎子の後裔について

大郎子の一名意富々等が大ホドで、継体の諱男太迹が小ホドであること、祖と裔とで大小と対をなした名であることはすでに指摘されているから、ここではあらためて言及しない。

さて大郎子の子孫についてみると、その子は乎非王である。乎非の意味については先に触れた通りであり、甥ということでもあろう。人名に甥というのは耳なれないが、平氏伝雜勅文に引く上宮記逸文に久米王の子に男王という名が見え、また天智七年紀には蘇我石川麻呂の女姪娘（天智妃）の名がみえる。これらは孰れも実名というよりは通称というのが当てよう。人物画像鏡の銘文にみえる男弟王のことが想起される。乎非王も通

称のみ伝えられて、実名は失なわれたものとみられるが、姪娘が兄弟の子の意味で通称であるとすれば、甥王も同様に解すべきものであろう。允恭天皇の后妃となつた踐坂大中比弥王、田宮中比弥、布遲波良己等布斯郎女らからみて甥王（≡乎非王）と呼ばれるにふさわしい存在だったのであるまいか。但、この王の存在については他に傍証が全くない。

次に、乎非王の子汗斯王について考察しよう。これは書紀に彦主人王とある人物で、即ち継体の父であるが、古事記には見えない。母は牟婁都国造の女というから、後の美濃国武儀郡の豪族の出であり、武儀の地は近江の息長とそれ程離れてはいない。勿論、乎非王の本居は不明だが、およそ近江・美濃の間にあつたのではなからうか。そう考えてよければ、その婚姻は近江・美濃あたりの豪族同志の婚姻ということになり、その間に生まれた汗斯王が（恐らく美濃あたりを本居としながらも）近江の高嶋の三尾に別業を持ち（紀）、さらにそこから越前の豪族に求婚した事情も当時の豪族が隣接する国々をその通婚圏としたという想定のもとに理解することができるように思われる。

同様に、大郎子の妻である中斯知命も他に傍証がなく、正体のつかめない人物であるが、写本をみると知が姫を誤つた疑がもたれるので、いま仮りにこれを中斯姫命とし「ナカシヒメノミコト」と訓んでみよう。そうすると、すぐに想い出されるのは履中天皇とその妃幡梭皇女との間に生まれた中磯皇女であ

る。中磯皇女は叔父大草香皇子と結婚して眉輪王を生んだが、後皇子が安康天皇に殺されると、その皇后となつた女性である。安康紀には中蒂姫命、雄略即位前紀には中蒂姫皇女、一名長田大娘皇女とも見える。中斯姫命はまさにこの中蒂姫命のことではなからうか。そう思つてみると、この女性にだけは誰の女であるという説明が欠けている。これは編纂の不手際といつたことが原因ではなく、むしろはじめからなかつたものと考えてよい。つまり上宮記の筆録者は履中天皇の皇女で、大草香皇子の妃となり、さらには安康天皇の皇后となつた史上著名なこの女性に、殊更説明を加える必要を認めなかつたのであろう。

四 布利比弥の系譜について

さて上宮記で伊久牟尼利比古大王以下は継体の母布利比弥（振媛）の系譜を示したものであること、既に述べた通りである。

伊久牟尼利比古は「イクムニリヒコ」「イクムネリヒコ」と訓むことができるが、尼はネと訓むのが古い訓み方であるから、ここでは後者の訓みに従つておくとして、これが垂仁天皇を指すことは、その名からも、また布利比弥がその七世孫であるとの書紀の伝えからも確認される。したがって、その子伊波都久和希が垂仁天皇の皇子石衝別（記）・磐衝別（紀）であることは疑を容れない。

上宮記でさらにその子と伝える伊波智和希については確かな

傍証に乏しいが、国造本紀に「羽咋国造 泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖石撞別命児石城別王、定賜国造」とある石撞別が先の伊波都久和希と同じならば、その子石城別は今問題にしている伊波智和希と同一人名ではないかとの疑問がもたれるし、景行紀に見える磐城別も同じではないかと考えられて来る。「イハチ」と「イハキ」とでは完全に同一ではないが、そう見るべき可能性は大きいであろう。

以下は都奴牟斯まで他に全く傍証がないから、これをどのように判断し、評価するかは、かなり主観に在りされやすい。たゞはじめの四代には和希・和氣（加介の用字に問題があったことは先述の通り）を称し、後の三代には君を称していることに注意しておきたい。時代の大勢からみれば、このような変化は肯定できるもののようにある。

最後に布利比弥の母の姓余奴臣について一言しておきたい。余奴を何とよむかゞ差当り問題であるが、「ヨヌ」「ヨノ」などの訓がまず考えられる。姓こそちがえ、倭漢氏の一族の与努忌寸の与努と同じであろう。「ヨヌ」「ヨノ」は伊賀国伊賀郡余野郷の地名に最も近く、或はこの地方の豪族とも考えられる。しかし、伊賀に「ヨノの臣」のあることは他に史料がないばかりか、伊賀郡には伊賀臣が盤踞しており、他氏の勢力は介在しえない土地柄のようである。よって、これを「エヌ」と訓み、江沼（江湾）のこととすれば越前国（後の加賀国）江沼郡の豪族

で、国造・大領に任じた江沼臣とみることができ。余（ヨ）がエに転訛する例証はあまりないので、強く主張することはできないが、もし、これが当たっているとすれば、江沼は三国に隣接する地方であることからいっても、継体天皇の系譜の考察に一つの光を当てることになるのではなからうか。

順序が前後したが、終りに若干の補考を記しておく。

垂仁記によれば石衝別は羽咋君・三尾君之祖とあり、国造本紀には加我国造の祖とあり、姓氏録には羽咋公の祖と見える。

羽咋は能登の郡名であり、三尾は近江国高島郡の地名で、彦主人王の別業のあったところでもある。加我は加賀で後の加賀国加賀郡に当ることは言うを俟たないであろう。

さらに石衝別の子石城別（＝伊波智和希？）については、国造本紀に羽咋国造の祖とあり、景行紀に三尾氏の祖とみえる。いずれにせよ、石衝別・石城別父子の系統は近江から越前（加賀）・能登の地方に分布するに至ったことが、これらの史料から推測されるのである。布利比弥が三国の豪族の出であるという伝承はこの点からみれば、極く自然に認められそうである。

以上、上宮記の文章について、その内容を様々な点から検討して来た。ここで、その結果をまとめてみよう。

(一)若野毛二俣王から継体天皇に至る五代のうち中間の平非王だけはその存在を傍証し得ない。

(一)伊波都久和希より布利比弥に至る七代のうち、その存在を傍証し得ないのは伊波己里和氣、麻和加介、阿加波智、平波智の四代である。

(二)継体の父系は近江・美濃・越前地方に勢力をばした地方豪族と推測される。

(三)継体の母系は越前(のちの加賀)・能登を主な地盤とする地方豪族の一派と推測される。

(四)美濃・近江地方を背景とする汗斯王と越前の豪族の女布利比弥との結婚は、当時の豪族の通婚圏の大きさからみて不自然ではない。(継体即位以前の諸妃の出身地も、この常識を破るものではない。)

四 上宮記と記紀との関係

(むすびにかえて)

先述の如く、継体天皇を古事記に「品太天皇五世孫袁本杼命」とし、日本書紀に「男大迹天皇、誉田天皇五世孫、彦主人王之子也」とあり、その五世の系譜を示していないところから、継体の出自を疑い、継体は前王朝を倒して新王朝を樹立した天皇とまで考えられるに至った。こうなると上宮記の記事さえこの疑問を裏付けるものと目されるに至る。弁解すればする程、いよいよ疑われる場合と似ている。記紀に五世孫とだけ見えて、

その世系を示していないので、後から造作して古めかしく見せたものだというのが、上宮記の記事に対する大方の批判ではなかったかと思われる。

しかしながら、上宮記の文章は先に見た如く、記紀以後に述作されたというような新しいものでないことは、その用字法からして明瞭である。用字法はどうしても時代の趨勢に拘束されるようで、後から古めかして造るのはかなり難しい業であるし、わざわざ、そこまで気を遣ったと考えなくともよからう。

ともかく用字法からいえば、継体天皇の世系は記紀編纂以前から上宮記によってわかつていたと考えることができる。わかつていながら、何故記紀本文にそれを記さなかったのかという疑問が出て来ると思うが、答は簡単である。これまで、天皇の孫が見出されて即位した顕宗・仁賢両天皇の例が特殊なケースとしてあったが、天皇の五世孫という疎遠な皇親が皇統を継承した例はないから、ここは五世代を克明に挙げる煩を避けたと考えばよい。この場合、日本書紀に系図一卷が添えられた事実を忘れてはなるまい。継体天皇の世系は必ずやこの系図の中に示されたに違いないのであり、上宮記はむしろその参考に供された資料とみるべきであらう。

なお、五世孫が皇親の限界であるという令制の規定から、継体天皇が応神天皇の五世孫であるという記紀の記事が造作されたのではないかと疑う説がある。これについて考えてみよう。

継嗣令に「凡皇兄弟皇子皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世雖得王名。不在皇親之限。」とみえるのは周知のことであろう。この場合、親王が一世王であることは言うまでもない。大宝の継嗣令が多分これと同文乃至は同様の内容であったらしいことは、集解古記や続日本紀慶雲三年二月庚寅条の「准令、五世之王、雖得王名、不在皇親之限。今五世之王、雖有王名、已絶皇親之籍、遂入諸臣之例。願親親之恩、不勝絶籍之痛。自今以後、五世之王、在皇親之限。其承嫡者相承為親王。自余如令。」という格によって窺うことができる。

しこうして、かゝる令の規定は何時頃から存在するものであるかという点、どうもそれは大宝令がはじめらしいのである。即ち続日本紀大宝二年五月辛未の条に「勅、若五世王自有辭願受理者、特給坐席而與所分。」とあり、同じく大宝三年十二月甲子の条に「始皇親。五世王。五位已上子。年滿廿一已上者、録其歷名、申送式部省。」とみえる。これらは五世王の待遇について規定したものであり、大宝以前から皇親の範圍について、はっきりした規定があったならば、ここにあらためて、このような法令を出す理由はないのである。大宝二年とか三年という時点で右の法令が發布されていることは、大宝令の施行によって生じた必要を満たさんがためであり、その必要とは即ち皇親について大宝令がはじめて明文を掲げたことから

生じたものであると考えざるを得ない。

このように考えると、上宮記は継嗣令の皇親に関する規定を知っていたとは思われないのである。もし知っていたとすれば、令では五世王は皇親ではないのだから、継体天皇を応神天皇の四世孫とすべきであった。慶雲三年五世王を皇親とした格を知っていたとすれば、上宮記の成立年代はいよいよ下降せざるを得ないが、それが一層無理なことであるのは言うまでもない。

なお、古事記には継体が応神の五世孫とあるが、日本書紀には応神五世孫、彦主人王の子とあるので、継体を記は五世孫、紀は六世孫としたものと考え、これを慶雲三年の改制と関連させ、記は令制により、紀は格制により造作したものとす説もあるが、紀は継体が応神の五世孫で、かつ彦主人王の子だといっているのであり、応神五世孫である彦主人王の子といっているのではないから、これは紀の文を誤解したものであるべきである。

以上、記紀の五世孫の伝えと上宮記に引く系譜との関係を中心に考察を試みたのであるが、継体を応神五世孫とする伝えを疑う根拠はそれ程確かなものとも思われないことがわかった。だからといって上宮記の系譜を信じてよいかどうかは自ら別問題であり、問題は依然未解決といふべきであらう。しかしながら、上宮記が記紀の記事を補強すべく造作されたものではな

く、記紀編纂以前(さらには編纂事業開始以前)に造られたものであることはほとぼ疑のないところである。したがって今後の問題は上宮記述作の動機が何処にあるかということであり、また上宮記という名で、聖徳太子関係の記事だけでなく、継体以前の系譜まで記録された理由も明らかにされなければならず、その上で継体天皇の問題があらためて考え直されなければならぬのであろう。上宮記に関してはまだ考えなければならぬ問題が残っており、今後の研究が期待されるのである。